

さくら市農業委員会総会議事録（令和3年6月定例総会）

1. 開催日時 令和3年6月25日（金）午後1時30分から午後2時31分

2. 開催場所 さくら市役所第2庁舎2階第1・2会議室

3. 出席委員（18人）

会長	18番	齋藤 敏一
会長職務代理者	19番	石田 多美子
委員	2番	古澤 一郎
	3番	小林 功
	5番	伊藤 喜章
	6番	片岡 純雄
	7番	小菅 和彦
	8番	小林 薫
	9番	大谷 伸二
	10番	加藤 幸治
	11番	関 誠
	12番	千野根 友治
	13番	柴山 昇
	14番	石原 功江
	15番	石塚 良男
	16番	小林 義和
	17番	七久保 勉
	20番	手塚 智枝子

4. 欠席委員（0人）

5. 議事日程

第1	議事録署名委員の指名
第2	議案第1号 農地法第3条第2項第5号に規定する別段面積の設定について
	議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
	議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
	議案第4号 農用地利用集積計画の決定及び農用地利用配分計画に係る意見について
	議案第5号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について

議案第 6 号	令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について
議案第 7 号	農地利用最適化推進委員の辞任同意について
議案第 8 号	さくら市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会委員の推薦について
報告第 1 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
報告第 2 号	農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	野中 剛
係長	大山 昌良
主査	檜原 史郎
主事補	大野 まりか

7. 会議

事務局	野中	<p>定刻になりました。</p> <p>本日の出席委員は 18 名で、欠席はありませんので定足数に達しており総会は成立いたします。</p> <p>それでは、会長よりごあいさつ並びに開会宣言をお願いいたします。</p>
会長	齋藤	<p>皆さんこんにちは。やっと梅雨に入ったと思ったらいきなり梅雨末期のような変な天気になってしまいまして、皆さん農作業も気を遣う日々だと思うんですがそのような中本日は大変ありがとうございます。</p> <p>今日は特に皆さんにおつなぎするようなこともないものからさっそく総会に入っていきたいと思うんですが、今日は案件自体は少ないんですがいつもの議案に加えて農地利用最適化の取り組みの実績と計画についてご検討いただくこととなりますのでよろしくをお願いいたします。</p> <p>それではただ今からさくら市農業委員会 6 月定例総会を開会いたします。</p>
事務局	野中	<p>それでは、さくら市農業委員会総会規則第 5 条の規定により、会長に議事の進行をお願いいたします。</p>
議長	齋藤	<p>それでは、会議に先立ちまして、5 月定例総会において承認されました常設審議委員会にかかる第 5 条の規定による許可 1 件申請者 株式会社〇〇につきまして、栃木県農業会議に諮問した</p>

		<p>ところ5月28日付けの許可相当の答申に基づき、許可書の交付を行いましたので、ご報告いたします。</p> <p>本日、書類審査及び現地調査を行っておりますので、各調査会より報告をお願いいたします。</p> <p>はじめに、第1調査会の委員長からお願いいたします。</p>
2番	古澤	<p>本日午前10時より全員出席のもと書類および現地調査を行いました。案件として議案第3号が1件であります。詳細につきましては後ほど担当委員より説明がありますのでご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	齋藤	<p>次に第2調査会委員長の報告をお願いいたします。</p>
7番	小菅	<p>本日午前9時30分より全員出席のもと書類および現地調査を行いました。案件といたしましては第1号議案1件、第3号議案1件の計2件でございます。後ほど担当委員から説明がありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	齋藤	<p>次に第3調査会委員長の報告をお願いいたします。</p>
17番	七久保	<p>本日午前10時より全員出席のもと書類および現地調査を行いました。案件として議案第3号2件、議案第7号1件の合計3件であります。詳細につきましては後ほど担当委員より説明がありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	齋藤	<p>次に第4調査会委員長の報告をお願いいたします。</p>
6番	片岡	<p>本日午前9時30分より全員出席のもと書類および現地調査を行いました。案件といたしまして議案第2号が1件、第3号が1件、合計2件です。詳細につきましては後ほど担当委員より説明がありますのでご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	齋藤	<p>それでは議事に入る前に議事録署名人を指名いたします。9番の大谷伸二委員、10番の加藤幸治委員を指名いたします。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p>議案第1号「農地法第3条第2項第5号に規定する別段面積の設定について」を議題に供します。</p> <p>番号1番について事務局の説明を求めます。</p>

事務局	大野	<p>(議案第1号番号1番について、朗読して説明する。)</p> <p>さくら市空き家等情報バンクに登録したこの農地について、農地法3条第2項第5号に規定する別段面積の指定申請がありました。農地法施行規則第17条第2項及びさくら市空き家等に付随した農地等の別段面積取扱基準3条(1)～(4)に規定する耕作可能な農地であること、所有者または法定相続人による維持管理及び農作物等の栽培が行われる見込みがないこと、空き家に隣接していること、農地と空き家等の所有者が同一であること等の条件を満たし、空き家等に付随した農地として指定することの基準を満たしていると思われることから、別段の区域及び面積を指定してよろしいかお諮りします。なお、別段の区域は基準にあるとおり1筆ごととし面積は1㎡以上となります。</p> <p>以上です。</p>
議長	齋藤	<p>それでは、担当委員の説明をお願いいたします。</p>
7番	小菅	<p>この案件は、空き家バンクに登録される空き家に付随した狭小農地を別段面積として指定を受けることが相当であるかどうかという案件でございます。</p> <p>案内図1-1をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>この空き家ですが、数年前に住人であった方が亡くなってから相続人の方が相続されたものですが現状で誰も住んでおりません。ゆえに付随する農地に関しましても耕作される見込みがない状況でございます。現状としては道路沿いに塀がかかっていまして住宅と一緒の敷地内にあるような状況でございます。面積的にも苗代をやっていたくらいの面積ですので家庭菜園等に使う分にはちょうどいい十分な面積かと思われませんが、今の状態では農家の方しか買えないような状況でございますので是非とも空き家バンクに登録して有効に使える状況にもっていくのが相当かと考えます。</p> <p>6月18日に地元の推進委員と、また本日の調査会で現地確認をしてまいりましたが特に問題はないと考えております。皆様のご審議のほどよろしくをお願いいたします。</p>
議長	齋藤	<p>それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いいたします。</p>

		【異議なしの声あり】
議長	齋藤	異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第1号 番号1番について、承認される方の挙手を求めます。
		【全員挙手】
議長	齋藤	全員挙手ですので、議案第1号 番号1番については、原案どおり承認されました。 次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。 番号1番について、事務局の説明を求めます。
6番	片岡	議案第2号番号1番につきましては、当事者であるため退席いたします。
議長	齋藤	議案第2号番号1番につきましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定により当事者である6番片岡純雄委員の退席を許可します。
		【 6番 片岡純雄 委員 退席】
議長	齋藤	それでは事務局の説明を求めます。
事務局	大野	(議案第2号番号1番について、朗読して説明する。) この件につきましては、全部効率要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており許可相当と判断いたします。 以上です。
議長	齋藤	担当委員の説明をお願いします。
19番	石田	案内図2-1をご覧ください。(申請の場所を説明する。) 事務局の説明どおりですが、贈与ということで50年ぐらい耕作しているということですので皆様のご審議よろしく願います。
議長	齋藤	それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたら願います。

		たします。
		【異議なしの声あり】
議長	齋藤	異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第2号番号1番について承認される方の挙手を求めます。
		【全員挙手】
議長	齋藤	全員挙手ですので、議案第2号番号1番については、原案どおり承認されました。 6番片岡純雄委員の着席を願います。
		【 6番 片岡純雄 委員 着席】
議長	齋藤	次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題に供します。 番号1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	檜原	(議案第3号番号1番について、朗読して説明する。) なお、農地区分は土地区画整理事業施行地内にありますので第3種農地と判断し申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。 以上です。
議長	齋藤	担当委員の説明をお願いします。
3番	小林	本案件は上阿久津台地土地区画整理事業地内でございます。場所の説明は省略させていただきます。 申請地は譲渡人であります〇〇株式会社が建売分譲を目的として農地法第5条の規定による許可を得た土地であります。今回の案件は〇〇株式会社から建売住宅の購入を予定している譲受人へ所有権移転のための案件でございます。許可することは問題ないと判断をいたしております。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。
議長	齋藤	それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いいたします。

		<p>【異議なしの声あり】</p>
議長	齋藤	<p>異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第3号番号1番について承認される方の挙手を求めます。</p>
		<p>【全員挙手】</p>
議長	齋藤	<p>全員挙手ですので、議案第3号番号1番については、原案どおり承認されました。 続きまして、議案第3号番号2番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	檜原	<p>(議案第3号番号2番について、朗読して説明する。) なお、農地区分は都市計画法の用途地域(第二種住居地域)でありますので、第3種農地と判断し申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。 以上です。</p>
議長	齋藤	<p>担当委員の説明をお願いします。</p>
9番	大谷	<p>案内図3-2をご覧ください。(申請の場所を説明する。) 申請地は東側が雑種地、西側が道路、南側が雑種地及び道路、北側が宅地です。西側の道路より2メートルくらい高台となっております。 本申請は、株式会社〇〇が売買により太陽光発電設備として転用する案件です。株式会社〇〇は△△市に本社を置き太陽光発電事業を主な事業とする資本金3000万円の法人です。 申請地は高台で日当たりがよく、面積・周辺環境等においても好条件で土地所有者から土地を譲り受けることができることとなったため今回の申請に至っております。 計画によると申請地に太陽光パネル230枚を設置し年間発電量84キロワットを確保しようとするものであります。雨水については敷地内自然浸透とし、その他の造成計画、取水計画、排水計画はありません。 資金計画については、総事業費11,395,821円で全額自己資金にて賄うこととなっております。金融機関の残高証明書が添付されております。</p>

		<p>周辺農地への影響ですが、6月18日と本日の調査会におきまして申請の内容を確認したうえで現地調査を行いました。問題ないと判断しております。以上のような状況であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	齋藤	<p>それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いいたします。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	齋藤	<p>異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。議案第3号番号2番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	齋藤	<p>全員挙手ですので、議案第3号番号2番については、原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第3号番号3番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	檜原	<p>(議案第3号番号3番について、朗読して説明する。)</p> <p>なお、農地区分は農地の集団的広がり10ha以上の農地の区域内にありますので第1種農地と判断しますが、不許可の例外「住宅で集落に接続して設置されるもの」であり土地の選定経過書等により代替性の確認も取れておりますので申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p> <p>以上です。</p>
議長	齋藤	<p>担当委員の説明をお願いします。</p>
2番	古澤	<p>案内図3-3をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>本申請は〇〇さんが父の所有する土地を使用貸借により一般住宅として転用する案件です。この案件につきましては今年の9月に除外申請が承認されております。</p> <p>転用行為の必要性和選定理由ですが、〇〇さんは市外のアパートに妻と子の3人家族で暮らしておりますが、子供の成長に伴い手狭となり独立した住宅を計画いたしました。また、両親の将来の支援と子育てへの協力を考慮し住み慣れた実家周辺での建築</p>

		<p>を計画しました。自分所有の土地はなく、父が所有する土地の提供を得られたのと子供が近く就学を迎えるため子供への負担を考慮し就学前に住宅建築が必要となり申請に至っております。</p> <p>土地利用計画ですが、木造2階建て、駐車スペースとして2台分、取水はさくら市上水道、生活排水は合併処理浄化槽を設け敷地内に浸透処理。雨水は敷地内自然浸透処理。</p> <p>資金計画ですが、建築費2800万円、造成費400万円、諸経費200万円、合計3400万円ですがすべて融資にて賄います。銀行の融資証明書も添付されております。</p> <p>周辺農地への影響ですが、北側は市道、西側は宅地、東側と南側は農地ですが境にはL型擁壁を設置し雨水土砂の流出を防ぎ、建物も農地より離して建てるために影響はないと考えております。6月15日に地元推進委員と本日の調査会においても申請の内容を確認し書類および現地調査を行いましたが無問題と判断しております。以上のような状況であります。ご審議のほどよろしくお願いたします。</p>
議長	齋藤	<p>それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いたします。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	齋藤	<p>異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。議案第3号番号3番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	齋藤	<p>全員挙手ですので、議案第3号番号3番については、原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第3号番号4番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	檜原	<p>(議案第3号番号4番について朗読して説明する。)</p> <p>なお、農地区分は農地の集团的広がりが約7.4haで農業公共投資の対象となっていない土地ですので第2種農地と判断し、土地の選定経過書等により代替性の確認も取れておりますので申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p> <p>以上です。</p>

議長	齋藤	担当委員の説明をお願いします。
19番	石田	<p>案内図3-4をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>転用行為の必要性、〇〇株式会社はかねてより国が推進する太陽光発電事業拡大を計画し、管理運営等の面から効率性・利便性・安全性等の高い設置場所の物件を探しておりました。このたび土地所有者の同意が得られましたので申請地に建築面積553.34㎡の太陽光発電施設を建設するものです。</p> <p>土地の選定理由ですが、5か所を選定し所有者と売買交渉を行いました。3か所は価格の折合いがつかず交渉不成立。2か所の所有者は将来的に農業ができないことにより交渉がまとまりました。</p> <p>土地利用計画、事業区域面積は太陽光パネル328枚を553.34㎡に設置。パワーコンディショナー10台を2㎡に設置。フェンスは通行者の危険防止と進入防止を兼ねたネットフェンスを設置します。高さ1.5メートル、幅2メートルを外周に沿って240m設置。その他申請地の西側及び南側にそれぞれ幅員4メートルの管理用作業通路を設置します。</p> <p>資金計画、用地取得費が199万円、土地造成費300万円、太陽光システム設置費1227万円、その他附帯工事費200万円、合計1926万円を全額自己資金で行ないます。</p> <p>周辺農地への被害防除対策、当該申請地の南側は地目、現況とも原野で、東側は雑種地及び田、北側は市道に面し、西側は一部畑及び水路であります。周辺地への雨水及び土砂流出防止のため一部土羽・盛土等により土手の設置を行い通行者の危険防止と進入防止を兼ねたネットフェンスを設置します。また、雑草対策は一部防草シートの設置及び除草剤により対応します。給排水計画なし。汚水等処理なし。また、当該申請地は土地改良事業に該当しません。農振農用地の指定はありません。6月14日最適化推進委員と申請地を見てまいりましたが問題なし。本日の調査会においても問題なしとの判断をしております。皆様のご審議のほどよろしくお願いたします。</p>
議長	齋藤	<p>それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いたします。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>

議長	齋藤	<p>異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第3号番号4番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	齋藤	<p>全員挙手ですので、議案第3号番号4番については、原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第3号番号5番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	檜原	<p>(議案第3号番号5番について朗読して説明する。)</p> <p>なお、農地区分は農地の集団的広がりがある10ha以上の農地の区域内にありますので第1種農地と判断しますが、不許可の例外「住宅で集落に接続して設置されるもの」であり土地の選定経過書等により代替性の確認も取れておりますので申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p> <p>以上です。</p>
議長	齋藤	<p>担当委員の説明をお願いします。</p>
17番	七久保	<p>案内図3-5をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>本案件は、現在妻や長男とともに妻の実家に妻の両親及び祖父母と同居する申請人が実家に隣接する農地を使用貸借によって転用し住宅を建築する案件でございます。</p> <p>土地の選定理由ですが、祖父母は80代であり、この先の生活支援の必要性を考え、また、父が飲食業のため農業に手が回らない状況のため農作業の援助等を考え実家の隣接地に住宅を建築することが最善と考え選定いたしました。</p> <p>土地の利用計画ですが、住宅敷地は270㎡で、そこに木造2階建て住宅 延べ床面積124.01㎡1棟を建築いたします。取水はさくら市上水道より取水、排水は合併浄化槽処理後土地改良区水路に放流いたします。雨水は敷地内浸透処理。</p> <p>資金計画ですが、土地整備資金、建物建築資金合計で2800万円を予定しています。全額借入れです。金融機関の融資証明書も添付されております。</p> <p>周辺農地への被害防除対策ですが、周囲は道路、水路、及び妻の祖父の所有地であります。また、土盛りはいたしませんので住</p>

		<p>宅建築に伴う周辺農地への被害発生はないと判断いたします。農地法、道路法、合併浄化槽排水放流、及び埋蔵文化財につきまして関係機関と協議済みであります。3筆のうち2筆の農地につきましては令和3年1月開催の定例総会におきまして農用地区域の除外の承認を得ている案件でもあります。6月15日の農地利用最適化推進委員との調査会及び本日の調査会におきまして審査のうえ現地を確認いたしましたが無ら問題なしと判断いたします。皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	齋藤	<p>それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いいたします。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	齋藤	<p>異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。議案第3号番号5番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	齋藤	<p>全員挙手ですので、議案第3号番号5番については、原案どおり承認されました。</p> <p>次に、議案第4号「農用地利用集積計画の決定及び農用地利用配分計画に係る意見について」を議題に供します。</p> <p>議案第4号につきましては、私が当事者になりますので議事の進行を職務代理にお願いして退席させていただきたいと思いません。</p>
職務代理	石田	<p>議長からの指名により、議長に代わり議事の進行を行います。</p> <p>議案第4号につきましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定により当事者である18番齋藤敏一委員の退席を許可します。</p> <p>【18番 齋藤敏一 委員 退席】</p>
職務代理	石田	<p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	大野	<p>この議案は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づき市が定める農用地利用集積計画、及び農地中間管理事業の推進に</p>

		<p>関する法律第19条第3項の規定に基づき市が意見を求める農用地利用配分計画となります。令和3年度 第3号 公告予定年月日は令和3年6月30日です。</p> <p>計画の内容といたしましては、利用権設定が新規5件、再設定1件、農地中間管理権取得が4件となっております。なお、詳細については、別紙の農用地利用集積計画書のとおりです。</p> <p>以上です。</p>
職務代理	石田	<p>それでは質疑に入ります。ご意見ございませんか。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
職務代理	石田	<p>異議なしの声以外ないので採決に入ります。議案第4号について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
職務代理	石田	<p>全員挙手ですので、議案第4号については原案どおり承認されました。18番齋藤敏一委員の着席を願います。</p> <p>【18番 齋藤敏一 委員 着席】</p>
職務代理	石田	<p>ここで議長を会長に変わります。</p>
議長	齋藤	<p>次に、議案第5号「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について」を議題に供します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局	大山	<p>平成28年4月1日施行の農業委員会等に関する法律一部改正により、農業委員会は農業委員会の農地等の利用の最適化推進状況その他事務の実施状況についてインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならないこととされました。</p> <p>本案は、改正農業委員会法第37条の規定に基づき農業委員会事務の情報を公表するにあたり、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検評価(案)を作成したので、農業委員会において承認を求めるものであります。</p> <p>それでは、「議案第5号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検評価(案)について」を御説明申し上げます。別</p>

冊資料を御覧ください。

はじめに、1 ページ目の「I 農業委員会の状況」については、令和2年4月1日現在のさくら市の農業の概要、農業委員会の体制について記載しています。

「II 担い手への農地利用集積・集約化」では、令和2年度の目標に対する実績について記載しております。集積目標3150haに対し実績が3097haであり98.31%達成しております。

「3 目標の達成に向けた活動」「4 目標及び活動に対する評価」では市農政課と連携し農地中間管理事業を活用した利用権設定を推進しましたが、新規面積の増加にはつながってはならず制度の周知徹底を再度努める必要があるため今後も農政課と連携し新規面積の増加につなげるよう努めます。

次ページ「III 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」では、令和2年度の新規参入はありませんでした。

次ページ「IV 遊休農地に関する措置に関する評価」では、2の解消目標13.2haに対し、11.4ha、86.36%達成し、農地利用状況調査では農業委員、最適化推進委員及び事務局で現地調査を行い、A分類やB分類と判断する基準をもう一度よく確認の上判断することでより適正な調査ができました。

次ページ「V 違反転用への適正な対応」は、1件で1.104ha、用途は、産業廃棄物置場となっております。3番の活動実績ですが、違反転用が疑われた案件について、会長、職務代理、担当委員で事情聴取を行い、指導を行いました。結果、違反転用とまではいきませんでした。農地法を再度認識してもらうことができました。また、平成4年から違反転用状態であった氏家地区の1件については、建物を解体し、農地へ復元し違反状態を解消したことが確認されました。

VI 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検では、3条許可が38件の実績がありました。2の農地転用に関する事務ですが、117件です。内訳は4条許可が12件、5条許可が105件となります。

次に、7 ページ目の3番の「農地所有適格法人からの報告への対応」についてですが、令和2年度における報告対象法人数は25法人で、うち5法人が未提出であります。5法人のうち4つは作成準備中、もう一つについては、所在不明であることから、今年度中に所在の調査を行い、農地適格法人から除外することも検討せざるを得ない状況です。

		<p>4 情報の提供等、及び次ページのⅧ事務の実施状況の公表は実績に基づき記載してありますので、資料のとおりです。</p> <p>説明については以上でございますが、本活動計画の点検評価(案)については、農業委員会総会において承認後、県を通じて国に報告されることとなりますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>以上です。</p>
議長	齋藤	<p>それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願ひいたします。</p>
16番	小林	<p>農地所有適格法人の中で1つの法人が所在不明ということなんですけど、内容を詳しく説明していただけますか。</p>
事務局	大山	<p>1件につきましては、ここ何年か連絡が取れないという状況となっております。電話、住所地への訪問を行っているのですが音信不通の状態が続いている状況でありますので、対応が必要と考えておりまして、県の担当部署及び栃木県農業会議に対応方法について教示いただき検討していきたいと思っております。</p>
16番	小林	<p>報告の未提出期間が何年か続いていると思いますので、適格という名前がついているので、他の法人にも影響が出てしまうと迷惑がかかるし、1つの法人だけがこういう状態が続いているということは好ましくないと思いますし何とか対応していただきたいと思ひます。</p>
7番	小菅	<p>該当している法人で耕作している農地がどのような状況になっているのか。耕作放棄地とかになっているのか。</p>
事務局	大山	<p>該当している法人については利用権が設定されている状況になっていまして、作付けはされていない状況です。</p>
議長	齋藤	<p>そのほか何かございましたらお願ひいたします。</p> <p>【意見なし】</p>
議長	齋藤	<p>特にないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第5号について承認される方の挙手を求めます。</p>

議長	齋藤	<p>【全員挙手】</p> <p>全員挙手ですので、議案第5号については、原案どおり承認されました。</p> <p>次に、議案第6号「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について」を議題に供します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局	大山	<p>議案第5号と同様、改正農業委員会法第37条の規定に基づき農業委員会事務の情報を公表するにあたり、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)を作成したので農業委員会において承認を求めるものであります。</p> <p>それでは「議案第6号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の活動計画(案)について」を御説明申し上げます。別冊資料を御覧ください。</p> <p>1 農業委員会の状況は令和3年4月1日現在で作成しており資料のとおりです。</p> <p>次ページⅡ担い手への農地の利用集積・集約化ですが、令和3年4月現在、管内の農地面積は5230haですので今年度の担い手への集積率を60%とし目標の集積面積を3138haと設定しました。活動計画として、市農政課と連携し広報誌やチラシにより機構集積協力金の概要などについて周知することを予定する一方であっせんの申出があった場合は速やかに担当農業委員を指名し耕作者発掘に努めます。</p> <p>Ⅲ新たな農業経営を営もうとする者の参入促進については、目標を1経営体とし就農給付金等の制度の周知等を行いたいと考えます。</p> <p>Ⅳ遊休農地に関する措置では、農地の利用状況調査を適格に行い、土地所有者等の利用意向を的確に把握し、農地バンクの等を活用し、担い手や新規参入者へのあっせんに努めるなど遊休農地の解消につながる活動を行っていただきますようお願いいたします。</p> <p>最後に、4ページ目の「Ⅴ 違反転用への適正な対応」についてですが、引き続き農地パトロールにより違反転用の早期発見に努めるとともに、解消に向けた指導を行っていただきますようお願いいたします。</p> <p>説明については以上でございますが、本活動計画(案)につい</p>

		<p>ては、議案第5号の点検評価（案）と同様、農業委員会総会において承認後、県を通じて国に報告されることとなりますので、よろしくお願いたします。</p> <p>以上です。</p>
議長	齋藤	<p>それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いたします。</p> <p>【意見なし】</p>
議長	齋藤	<p>特にないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第6号について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	齋藤	<p>全員挙手ですので、議案第6号は、原案どおり承認されました。</p> <p>次に、議案第7号「農地利用最適化推進委員の辞任同意について」を議題に供します。</p> <p>番号1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	大山	<p>（議案第7号番号1番について朗読して説明する。）</p> <p>令和3年6月8日付けで、〇〇氏から、会長あて推進委員の辞任の願い出がありました。</p> <p>「推進委員の辞任」につきましては、農業委員会等に関する法律第23条に「推進委員は、正当な事由があるときは、農業委員会の同意を得て推進委員を辞任することができる」とされております。</p> <p>つきましては、本法律の規定により、農業委員会の同意を求めるものでございます。</p> <p>以上です。</p>
議長	齋藤	<p>それでは担当委員から内容の説明をお願いします。</p>
9番	大谷	<p>〇〇委員は5月の段階では一緒に現地調査等も行かせてもらったんですが、事務局の説明を受けて本人と話をさせていただきました。本人からは、体調がよろしくなくて田植のほうも途中でできなくなってしまったような状況です。田んぼもそのままになっているといった状況で、話を聞いたんですが原因が不明なんで</p>

		<p>病院で検査をしている段階だということなんですけれども、体調がすぐれないのでどうしても推進委員としての活動は難しいのかなという本人の意見もありまして、ご本人と話をさせていただきましたけれども推進委員の席を今後続けていくのは無理という話もありましたので、調査会でも話をさせていただきましたやむを得ないと判断しております。</p> <p>以上です。</p>
議長	齋藤	<p>それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いいたします。</p> <p>【意見なし】</p>
議長	齋藤	<p>特にないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第7号番号1番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	齋藤	<p>全員挙手ですので、議案第7号番号1番は、原案どおり承認されました。</p> <p>次に、議案第8号「さくら市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会委員の推薦について」を議題に供します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局	大山	<p>さくら市農地利用最適化推進委員につきましては、令和2年7月から新たな委員を委嘱して活動いただいているところでございますが、喜連川北、喜連川南、喜連川中央を担当する〇〇委員が辞任したことにより、今後、前述の地区の推進委員を選考することになりますので、「さくら市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会規程」に基づき、選考委員会を設置して候補者を選考していただくこととなります。</p> <p>選考委員会は、さくら市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会規程第3条により6名以内の委員で構成され、同条第2項により「委員は、農業委員会委員の中から互選したものとし、農業委員会が委嘱する。」こととなっておりますので、選考委員会を組織するにあたりまして、委員6名以内を推薦していただきますようお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>

議長	齋藤	それでは、どのような形で選考委員を選考したらよろしいかお諮りいたします。
17番	七久保	前は、誰を選考したのか。
議長	齋藤	前は、会長、会長職務代理者及び各調査会の委員長4名で合わせて6名という形で選考いたしました。
17番	七久保	会長、会長職務代理者及び各調査会委員長の6人という形でお願ひできればと思います。
議長	齋藤	ただいま、七久保委員から前回同様、会長、会長職務代理者及び各調査会委員長4名の合わせて6名ということで選考してはどうかという意見がありましたがいかがでしょうか。
		【異議なしの声あり】
議長	齋藤	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第8号について、選考委員ですが、会長、会長職務代理者及び各調査会委員長4名の合わせて6名ということで決定してよろしいか、承認される方の挙手を求めます。
		【全員挙手】
議長	齋藤	全員挙手ですので、議案第8号につきましては、会長、会長職務代理者及び各調査会委員長4名の合わせて6名ということで決定いたします。 次に、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」番号1番、報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」番号1番から番号5番についてはお目通しを願ひます。 以上をもちまして、本日の議題はすべて終了いたしました。 これにて、さくら市農業委員会6月定例総会を閉会いたします。お疲れさまでした。
		(午後2時31分閉会)

